

総会議事録

令和3年12月

令和3年12月10日(金)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和3年12月10日(金)
開 会 午前9時33分、閉 会 午前10時27分
場 所 宮津市中央公民館 大会議室

農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、久保添 公哉、関野 掲司
宮崎 健治、宮崎 正之、山田 正明、吉田 雅典
吉田 進、小山 有美恵、細井 康、石田 弘司

12名

欠席 和久田 二三代、松本 聡

2名

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、宮前 善有、平野 信也、糸井 久和
和田 隆、瀬戸 享明、溝口 喜順、垣根 敏孝、荻野 雅章

10名

欠席 なし

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第42号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第3 議案第43号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定等について

〔関野会長〕 おはようございます。

ただ今から、令和3年12月定例総会を開会いたします。

令和3年も12月に入りまして、何かと慌ただしくなっております。今月1日には視察研修を実施しましたところ、多数御参加をいただきました。委員の皆さまにおかれましては、何かとお忙しい中、大変御苦労様でした。色々な立場から話を聞かせていただきまして、大変有意義な研修が出来たものと考えております。推進会議でも報告をいただくようですが、今後の活動に活かしていただけたら幸いと思っております。

さて、本日は議事の中に、先日御意見をいただきました、非農地証明に係る始末書の必要性に関連した案件がありましたので、この件につきまして、先に事務局からの事務連絡をした上で協議をお願いしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局からの連絡事項により中断)

〔関野会長〕 それでは、本日の議事に入りたいと思っております。本日の出席者は24名中22名です。欠席は和久田委員、松本委員の2名です。よって総会は成立いたします。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。久保添委員、山田委員をお願いいたします。

次に、日程第2、議案第42号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より、提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 失礼いたします。お手元の資料の3頁を御覧ください。議案第42号になります。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。3件ございます。

1番です。土地の所在につきましては大字日置小字塚谷※※番ほか1筆、登記地目はいずれも田、面積は合計※※㎡となっております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては昭和10年頃から耕作していないということです。

2番です。土地の所在につきましては大字中野小字越前ノ下※※番、登記地目は畑、面積は※※㎡です。所有者は※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては昭和40年頃から耕作していないということです。

3番です。土地の所在につきましては大字文珠小字宮ノ下※※番、登記地目は田、面積は※※㎡となっております。所有者は※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては昭和36年頃から耕作していないということです。

具体的場所につきましては、4頁に地図を添付しております。上から1番が日置の案件となっております。位置的には日置集落の波見寄りの端の国道沿い、海と星の見える丘公園の小松浜ゲート付近となっております。

次に下の地図ですが、2番の中野の案件となっております。国道沿いに府中こども園がありますが、この一本山側の中野集落内を通る市道沿いとなっております。

次の3番です。文珠になります。地図にありますとおり京都丹後鉄道天橋立駅の山側に隣接した位置となっております。

次に5頁をお願いします。現地写真を添付しております。上2枚が1番の日置の案件の農地になります。上が※※番と下が※※番となっております。この内上側の※※番につきましては、写真のとおり一部倉庫が占有しており、倉庫の周囲も耕作されていないという状況でした。倉庫につきましては昭和10年頃建築されたのではないかということで、当事者が亡くなっておられるため、詳細については不明ですが、長い年月の間に牛舎として利用されたり、車庫、その後倉庫などとして使われていたようです。いずれにしましても転用の届出はないようでしたので、現状が違法転用の状態にあることを説明したところ、現在農業委員会におきまして違法転用の取扱いについて協議中であることも考慮し、申請者の任意で、6頁のとおり始末書の提出を受けることとなりました。下の※※番につきましては、国道用地との分筆された残地ということで農地として利用されておられませんでした。

その下の2番の中野の写真をお願いします。民家の庭になりますが、こちらにつきましても、写真のとおり倉庫が占有しており、耕作されていない状況でした。この倉庫につきましては、申請者に確認を求めましたが亡くなられた父親が建てたもので詳細は分らないとのことでした。先程の1番の日置の案件と同様に、現状が違法転用の状態となっていることを説明し理解をして頂いた上で、これも申請者の任意で7頁のとおり始末書の提出を受けております。

その下が3番の文珠の写真になります。写真のとおり、民家の裏に位置することから、農地として耕作はされず、物干し場や裏庭として利用されていたようですが、現在は雑草が生い茂る状態で、所有者は今後耕作する見込みはないとのことでした。

議案第42号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。1番は吉田進委員、2番は吉田雅典委員、3番は松本委員が欠席のため、代わって糸井委員から報告をお願いします。最初に、吉田進委員からお願い

します。

〔吉田進委員〕 先月 29 日に、事務局 2 名と私の 3 名で現地を見てまいりました。瀬戸推進委員も別で確認いただいております。まあ御覧のとおり農地としてはもう利用していない状況であります。なので仕方がないのかなあ、というよりは当然なのかなあと思いました。以上です。

〔吉田雅典委員〕 11 月 29 日午前、私と和田委員、それから事務局の 2 名の 4 名で現地確認をしました。写真でもあるとおり、また先ほどの説明でもあったように、既にもう建物が建っており、農地としての利用は不可能であるというふうに感じました。ということで、最初にありましたように、非農地証明ということでやむなしということでございます。以上です。

〔糸井委員〕 この指定の日にはできなかつたんですけれども、私と松本委員ということで、私は後日行かせてもらいました。駅裏ですけれども、写真のとおり、こんな状態ということで、昭和 36 年から耕作していないということで、非農地判断ということで仕方ないということにいたしました。

〔関野会長〕 ありがとうございます。これより議案第 42 号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手をお願いします。

〔小山委員〕 この内容についてはではないんですけど、さっきの非農地の確認として、今回はまだ確定（非農地証明交付申請に係る始末書の取扱い）としていなかったから 2 件とも任意で（始末書を）出してもらっているけれども、実際にはもう 20 年以上経っているから、もし来月以降であれば始末書の提出を求めない案件、という理解でいいですか。

〔小西事務局長〕 今の御発言のとおりでございます。

〔関野会長〕 他にございますか。

〔宮前委員〕 文珠の案件なんですけど、なぜ仕方ないと判断されたのかお聞きしたいです。

〔関野会長〕 どこの部分でしょうか。

〔宮前委員〕 3番の文珠の案件です。仕方ないというのは何を根拠に仕方ないと思
いましたか。

〔関野会長〕 先ほどもありましたように、10年以上経過というところがございまし
て。そして今後も農地として利用される予定がないと。そういう内容でどうでし
ょうか。

〔宮前委員〕 現地調査をされた方にお聞きしたいんです。

〔糸井委員〕 はい。仕方なしと言いますか、やむなしと言いますか。ちょっと言葉
を選びかねますが、昭和36年から耕作してないということです。

〔関野会長〕 申請者も今後は農地として使わないということですので。他の方は、
御意見か何かありますか。宮前委員いかがですか。

〔宮前委員〕 今の説明だったら、年数が経過すれば全て非農地証明というふうに理
解できたんですがよろしいでしょうか。事務局の見解をお願いします。

〔小西事務局長〕 はい。このお家はまた、本日の推進会議でも非農地の判断をお世
話になるところなんですけども、非農地ということで、農地性があるかないかと
いうことで、10年以上経過をしております。で、その時点での判断ということと、
今後も農地として利用される見込みもないということから、非農地判断をして問
題ないというふうに考えております。

〔関野会長〕 先ほどの回答でいかがでしょうか。今後も所有者が農地にする予定が
ないということであれば非農地としてよろしいでしょうか。

〔小山委員〕 すみません。これをまた、例えば何か状況が変わって、持ち主さんが
農地にされた場合、法務局に非農地で宅地見合いだったり、地目が変わりました
よね。それをまた農地にした場合、いつまでに変更しなきゃいけないとか、そう
いう決まりは農業委員会をとおらないと分からないんですけど。改めて農地にし
ますっていう変更というのは、すみません知識不足、勉強不足で悪いんですけど、
ちょっとどうしたらいいのか教えてください。

〔関野会長〕 事務局、お願いします。

[小西事務局長] はい。農地法上の扱いは、現況で判断をしていきます。で、事実として、今回の非農地によってその台帳、登記簿ですね。それが農地以外に変えられた場合、後日また申請者の方でそこを耕作したいというふうになった場合はですね、現況が「畑」に変えておられるのであれば、それは畑ということで農地として使っていくということになりますので、それを今回非農地にして、それをまた再開するということに関して、事実と違うことをやってるじゃないかということでのおとがめといたしますか、違反行為ということとは決まりとしてはないということになってまして、農地として復活されるということであれば、それは農地として。ただ、登記をされた場合はですね、また台帳の方を改めていただくということで、地目変更の手続をしていただくことになっております。

[小山委員] それを改めて農地ですよって認めていただくのは、農業委員会の方なんですか。

[小西事務局長] 認めてほしいということになるのが、どの機関がという話になるんですけど、登記上、その地目変更する時に、農業委員会が農地として認めているか否かという判断が、法務局でありましたらこちらからお答えしますが、こちらから積極的に「農地になりましたね」っていうことでの通知っていうことはしておりません。

[小山委員] なるほど。

[宮前委員] じっくりこななあ。

[小山委員] 非農地にする時は、法務局は非農地証明を求めるけど、農地に変える時は持ち主さんの意向で農地変更ができるということですか。

[小西事務局長] できます。

[瀬戸委員] すみません。直接関係しとるようではないような質問なんですが、非農地証明という言葉や、やり方を知って、どんどんやっていくと、農地がだんだん少なくなって、で、荒れていく。いうたら、非農地証明したらもう農地じゃないからほったらかしてええような、そんな意識の人も出てきよるんちゃうかなと思って。一番心配してるのは荒廃地が増えていくことを気にしてるんだけど。例えば今の案件で言う、この文珠のこの、あれですね。最初に見ると、まあ、まさにまあ農地だったんだなあという感じがするんで、例えば、こういう農地を实

用可能などには、地権者に農地利用の意向を出し、まあ、頑張っただけで農地として利用してもらえんかという働きかけとか、そういうことは恐らくやってるんだろなあと思うんだけど、それがどうなってるかということと、後の管理ですわね。この方が非農地証明取って、これが農地でなくなった。後をほったらかしでやってるのがたくさんあるんちがうかなあと思うんだけど、その辺についてもまあ、状況をつかんどんなったら。で、後の管理を規定とするような。そういう指導をする機関があるのかどうかいうところも含めて。よう分からん、しとられたら申し訳ないけど。

〔小西事務局長〕 農地法の関係でいきますと、非農地として外れるということになりますと、農地法上の規制というものはかかってこないということになります。で、今、利用状況調査ということで皆さんにお世話になっていますが、ここの土地につきましても、見逃されているというようなことについては、ございます。で、A判定になりますと意向調査はいたしますし、A判定にならずとも、非農地として外れてなければ、このような状態になった時に、周辺の農家の方が草刈り等をしてほしいということがありますと、農地法に基づいて農業委員会から指導文書を出すということになっております。で、仮に今回のように非農地として、もう農地として扱われない場合にですね、農業委員会からの指導はできないんですが、今度は「廃棄物及び清掃に関する法律」という法律がございまして、土地の所有者はその土地をしっかりと管理していかないといけないということで、そういったところの観点から御迷惑になって苦情が市に入ってきた場合にはですね、市のほうの担当部署のほうから「ちゃんと管理をしてください」というお願いをしていくと。そういう形になります。その際は、農業委員会からの指導はちょっとできないということになります。以上でございます。

〔関野会長〕 どうでしょうか。しっくりきましたでしょうか。

〔今中委員〕 現地調査をさせていただいて、非農地証明をさせていただく時に、まあ、その土地がどうかということだけじゃなく、やっぱりこの場合も、昭和36年頃から耕作されていないと。もう60年経ってるんです。それと、この持ち主の方が地元に住んでらっしゃらない。そういうようなことも、やっぱり考慮して、（非農地証明を）出させていただいてるんかなあと思いますし、この案件についてはもう、（非農地証明を）出させていただいてもいいんじゃないかなあと思います。多分、これまでの間に、近所の方もそうですし、働きかけはあったと思うんですけど、それにも関わらずこの60年間（耕作を）されていないのだから、もう（耕作を）される可能性というのがかなり低いと思っていますし、それをど

なたかが、知合いの方がやるとか、そういうようなことが今までにあればもうさ
れていると思いますし、まあ今後、土地を売られてというようなことがあって、
またそこでちょっと畑したりというようなことが起こるかもしれないですけど、
現状を考えた時に、60年間（耕作を）されてなくて、しかもよその土地に住ん
でいらっしゃるといことになると、やっぱり農地として、非農地証明を出さな
い農地として残しておいても、それが改善するとはちょっと、その可能性は低い
と思うので。私はもう、それは非農地証明を出させてもらってもいいんじゃない
かなあと考えます。（非農地）判断の時に多分そういうことも、そこに住んでら
っしゃるかとか、そういうこともやっぱり考えながらさせてもらってると思うん
で。

〔関野会長〕 いかがでしょうか。

〔宮前委員〕 私は瀬戸さんがおっしゃられた、やっぱり農業委員会は農地を守る立
場ですので、荒れていれば作ってくれよということで農業を勧めていくという立
場であって、積極的に非農地証明を進めていくというのはいかななものかという
立ち位置として考えていかなあかんのかなというふうに思っております。

〔今中委員〕 おっしゃるとおりだと思います。農地を守るために私らは活動してま
すし、それは頑張っていけないといけないことだと思うんですけども。現状を考
えた時に、ちょっと60年という年月は、結構長いかなあと思います。

〔関野会長〕 今回この申請があった他の理由がありますか。例えば売買に出すとか。

〔小西事務局長〕 土地自体はその、農家でない方が買われる、要は面倒を見られる
ということになっておるといようなことは聞いております。はい。

〔関野会長〕 いかがですか。

〔小山委員〕 今回のこれを通すか通さないかの話と、宮前さん、瀬戸さんがおっし
ゃった話とはまた別の話かなと思うので、そこはそこでそうやって、まあ荒れて
いる土地とか、非農地申請が上がってこなくても荒れてる土地とか山ほどあるの
で、そこを農業委員会としてちゃんとやってというのは、またの機会でも、会議
で議題を投げさせていただくのがいいかなあと。

〔瀬戸委員〕 この案件について僕が言うたのは、一般的な非農地証明としてちょっ

と気になったので、ここについてはまあ色んなお話があったんで、まあ一定の努力をして耕作はもうできんという判断であれば、まあそれは仕方ないかなあと思うんだけど、さっき言うたように、今後農地としての利用を促して、そういう確認をきちっとしていかないと非農地がたくさん増えていくと思うんで、そういうんが心配だなあということです。

〔関野会長〕 はい。まあ、これについてはこの先も議論すべきことでして、いかがですか。今回については承認ということでもよろしいでしょうか。

〔宮前会長〕 仕方がないという判断だけはやめていただきたい。根拠を持って進めていただきたい。よろしくお願ひしたいと思います。

〔酒井委員〕 すみません。この非農地判断は、先の非農地判断の時の事務局の説明の中で、農地法の施行の昭和 27 年以前について、それが一つの判断になつとる訳ですね。そしたら、厳密に昭和 27 年以降の分について定義をしておくにせよ何にせよ、建物にせよ、定義をされた場合は、始末書なりなんなり付けて農地法の手続をするんは、本来の法律に基づいた手続だと思うんですが、ただそれを、先ほど今中委員が言われたように 60 年、あるいは昭和 27 年もう 70 年それをさかのぼってするんが適切かどうかという判断にもなる中で、この非農地証明の制度がそれはもう宮津市、末端の農業委員会やなしに、府なりあるいは農政局の段階で考えられたんだというふうには理解できるんですけども、その辺のところ、ほんならどういふふうな判断をするのか。農地法との絡み、その辺何かこう、農地を農地以外の物にする場合の非農地判断と、あるいは逆の場合で、宅地が農地にされた場合。それは今度は現況判断で農地法の許可がいるんだとか、何だか相矛盾したようなところが考えられるんですけども、まあそれを考えだすとなかなか難しいんですけど、それはともかく、非農地判断について 27 年という長い年ですね、それが経とうかどうかという判断、その辺のところ考えなければならぬかなあというふうに私は思っております。だから、おおむね 10 年という数字が出されている以上は、ある程度その 10 年の基準はちょっと大切に考えなあかんというふうに私は思っておるんです。議論してもなかなか難しいと思うんですけど。

〔細井委員〕 今、難しいいう話が出ましたけど、難しく捉えすぎじゃないですかって、私は思います。宮前委員は、仕方なしにって、これはしょうがないなあ、仕方ないなあっていう、そういう判断基準をやめてねっていう発言やったと思うんです。そのことをまあ、今中委員をはじめ皆さんが判断されるのは、現地へ赴い

てない者は、この写真、この写真を見て皆さんがどう思われるか。で、経過を見ますと、昭和 36 年頃から耕作されていないと。確かにねと。で、以降、これを耕作する意思がないということを、立会いされた事務局と推進委員さんとが判断された。ただその判断基準の言葉の中に、「しょうがないな」「仕方ないな」というのはやめてくれっていうような御発言やったと私は解釈してます。で、あまり難しく考えることでもないんじゃないかなと。実際、言葉のあやとかですかね。そういう部分でまあ、ごちゃごちゃとしてるだけの話じゃないかなと。私は捉えておりました。実際、適正な、適切な言葉ではないかもしれませんが、仕方ないなあと思いますけど。以上です。

〔関野会長〕 どうでしょうか。ここで農業会議の増田さんにも。

〔増田委員〕 すみません。非常に難しいことですが、ちょっと無責任、客観的過ぎるって言われるかも分かりませんが、これ、農業委員会は農業委員会法が出てから何年になるのかな。結局今、最近では農地パトロールというのは良く言われたり、それから通常の活動をどうするのかと言われて、その見落としがこういう積み重ねになっとるかなあと思っとるんです。ですから一定区切りをつけて、過去のことは整理をせんと、ずうっと遡っていくしかないことなんで、失礼な言い方ですけど、これを反省に今後どう対応していくかということは、通常のパトロール、委員さん、推進委員さんの通常のパトロールが必要かなあと思えますけども、今盛んにやっておられます。基本的にはやっぱり集落のプラン等の話合いでいかに農地転用の周知なり農地を地域でどういうふうに今後活用していくかというような判断をしてもらう中で、機構を作ってもらうというような話が出ておりますけども、そういう制度も一定必要ではないかなあということです。ですから、一定区切りをつけるということで、今度は判断が出されて提案がなされてますけど、10年とか20年とか。まあそういうことで、周知をきちっと今後は過去の分についてはどう判断されるか分かりませんが、今後、農地法というのがあって、農地は勝手には転用できませんということを、きっちり周知していくことのほうが必要かなあというふうに思います。ですから、今日までのことについてはどこまで区切りをつけるかということです。

それからもう一つ、国が最近非常に、非農地判断を気張ってせえと言っとるんです、もう農地として活用されない場合は。ですから先ほどどなたかありましたけど、やっぱり農地として活用してもらわんなんというのは、農地として適正に作ってくれというのを要請なり、農業委員さんなり推進委員さんなりしていくということで、まあ、作り手を見つけていくということになるかもしれませんが。そこら辺の判断をどうするかなあと思っております。訳の分からんこと喋り

ましたけども、はい。何かありましたらまた。

〔関野会長〕 いかがでしょうか。まあ今後も議論していく内容ではありますけども。

〔宮前委員〕 仕方がないというものは、農地性があるかないかを確認しに現地に行く訳ですよね。農地性がないということ、現地調査をした方は説明していただきたい。それがないと、ずっと非農地証明が認められるということになる。私も説明されたとおりのことしかよう言わんのですけど。農地性があるかないかを確認しに行くということなんですね。仕方がないんじゃない、農地性がなかったでと。何でやいうたら、木が生えとったとか、農地性に欠けると。それだけ。

〔細井委員〕 いやいや、その判断をした言葉が、たまたま「仕方がない」というふうになっただけであって。私はそう聞いてるんですけど。そこまで突っ込まんでいいでしょう。

〔小山委員〕 ちょっとこの場で確認をさせてほしいんですけど、例えば、農地としてはもう持ち主さんが使われなくなりました、でも横を使ってる者が、横が草ボーボーだと気になったりするじゃないですか。で、別に頼まれてもないけど草刈りに来られることもないから草を刈りましたっていう場合は、それは、耕作してないというのは、見た目的には毎年草を刈ってたらそれなりの農地になるじゃないですか。そこってどういう判断をすればいいんですか。基本的に、その持ち主さんなり農地を貸借をしてる人がもう何十年も耕作をしていないっていうことであれば「農地性がありませんでした」と言い切っていい、ということでしょうか。

〔宮前委員〕 いやいや、ちょっと。目安が10年、20年経ったからといって、農地性がないとは限らないですよ。今の、草が生えないようにブラックのシートを貼っつけて管理しておられたら、捲ればすぐ耕作できるじゃないですか。それは、年数が20年経ったからもう農地じゃないでというのは言えない。というのが、今の、さっき事務局がおっしゃられた、農地性があるかないかということですね。草がたくさん生えすぎて、スギとかヨシが生えちゃって、なかなかちょっと根を取ってやるのは大変という時にはやっぱり農地性がない、非農地やというふうになってくるんだと思うんですけど。

〔宮前委員〕 よろしいですね、事務局。

〔小西事務局長〕 はい。その現状での判断になりますので、そこを隣の人が気を利かして刈っておられたとして、それが再開できるのであれば農地ですし、もう本当に農地性がないということでの判断で、現実その時点で判断をしていくということです。それが一定基準としては、10年間放置されている、何もされていない、農地として耕作されていない、ということは確認をしていかないといけないということです。

〔宮前委員〕 10年が基準やないんですよ。現状がどうなんかいふその期限が10年なんじゃないかという感覚だと思います。

〔和田委員〕 今何かちょっと喧嘩腰やけど、その、日置と府中の物件。これはもう、家が建ったりしてるから、協力委員さんも農業委員さんも、ここは農地だったかっていうのは分からない訳ですよ。それを文珠についてはまだこの現況から見ると、こう、畑だなあっていうのが分かったら、これいつも毎年8月に実施(農地利用状況調査)しますよね。この時に、色分けはしてないんですか。

〔小西事務局長〕 ここは(調査が)漏れてます。

〔和田委員〕 漏れてる。

〔小西事務局長〕 はい。

〔和田委員〕 それが一番肝心の色分けがしてあれば、非農地かどうかという判断も早いと思うんですけど。そうすると、やっぱり事務局さんの方に頼んで、もう少し詳しく、農業委員さんも協力委員さんも分かるような地図を出してもらったほうが、こういう物件がだんだん少なくなるんちゃうかなと思いますけど。

〔関野会長〕 いかがでしょうか。この点だけは保留ということもありますが、どうさせていただきますでしょう。

〔瀬戸委員〕 ちょっとね、もう一つだけ。非農地証明を取る目的が何なんかなあと思うんだけど、きちんと管理できる農地をしっかり管理する、要はその農地を守るがための非農地証明の取組という理解かなあと思うんだけど、そういう考え方をとりあえずしっかり持っていかんといかんなと思います。今、府中の方が言われたように、この2件については既に違うものを建ててしまつとるで、そういう状況と。まあ、文珠なんかは、他の人でも耕作したらできるんちゃうかなあとい

うような意見みたいな感じが見受けられるんで、まあ基本的にはやっぱり農地を守るという立場で非農地証明をせんと。まあ、どうしようもないところをせえせえ言うたって、そのためにきちんとした農地管理ができとるところができなくなったら元も子もないんで、その辺がこう、しっかり踏まえとく必要があるんちがうかなあと思います。

〔吉田雅典委員〕 すみません、一つ教えてください。あの、中野の案件で、もう既に家を建てているという。そのお父さんが亡くなって、農地であったことが分からなかったという今回の意見なんですけども。ですから私もそこ行ったら、確かにこんなところはもう非農地でもしょうがないなと思ったんですよ。ただね、本来こういう家を建てる時には、農地であるか農地でないかというのは、既に判断をそこでせざるを得ないですよ。それを建築する場合には、そこを非農地であるということは前提で建てた結果やないんですかね。ですからその時点でその家のお父さんが大工さんだったらねえ、自分で建てて、わたらの好きなようにやとったいうようになるんですけど、本来、大工さんなり建築家がする場合は、そこは非農地であって然るべき状況にあるから家を建てるという状況なんであって、そこら辺のセキュリティーが本来どうだったんかというのが一つあるのと、それからもう一つは、この※※さんという方が、このお家には住んでおられないんです。で、何で今回非農地証明が欲しいと言われたのか。別にもう、このまま放っておいたら誰も分からんことやないですか、こういうのは。そういうのがいかにもありそうな感じがするんですけども。本来そういう非農地がほしいという、わざわざされたのが、別にそんな目的を聞く必要はないんですけど、農業委員会は。だけど、どうなんかなっていうのはちょっと思うんです。別にほっといたらいいじゃないですか、そんなの。こういうこと言うたらだめなんですけど。

〔小西事務局長〕 今の御質問なんですけど、意味があって非農地証明申請をされます。基本は。で、そういう中で、まあこの土地についても、どなたかに管理をしていただきたい、譲り渡したい。その時に農地であったら、農地は皆さん御存知のように、農地を農地として譲り渡す時には3条申請をしていただかなければなりませんし、それ以外のものでは転用していただかないといけないと。ただもう、それは時間が過ぎてしまって、今は違法転用状態に近い状態があります。ただ、期限も来てますし、20年とした期限についても、これ、時効取得という期限があるんですけど、そういう基準判断がございます。そういう中で、この方については、譲り渡したいけど、下が農地だった場合に譲り渡される方が受け取れないということになります。で、下の文殊のところもそうだと思います。農地のまま譲り渡したら、農地として耕作される方じゃないと譲り渡してもらえないので、農

地から外すということをまずしないといけないということから、これまでもずっとそうだったんですが、非農地っていうことで申請があるということでございます。

〔宮前委員〕 譲り渡しは別に、金をやり取りすれば済む話じゃないですか。けど実際は、自分のものやと証明しようと思ったら、登記所で登記しないといけない。登記ができないんですよ。田とか畑、農地であれば、転用許可が出れば農地で登記すれば。だから農地じゃないよと証明しなければならない。そのために非農地証明を求められる。金の売買はしても、実際自分のものにならない、ということですね。登記ができない。ここが一番肝心ですよ。だから、登記ができなければ仮登記という方法もありますけど。仮登記は仮登記なんで、本登記にならないんですよ。本登記にならないんだったら自分のものにならないじゃないですか。だから非農地申請を出す。売買できないんですよ、農地は。今言いましたように、農地として取得しようと思ったら30a以上、宮津の場合は耕作しとんなることが前提ですし、もう一点は、全部耕作要件が絡んできますので、非農地証明が発生します。

〔関野会長〕 結局、文珠の案件はこんなところで承認としてよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは、議案第42号については承認とします。次に、日程3、議案第43号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」を議題とします。お手元にあります添付資料にありますように、議案第43号の当事者であります、私関野と瀬戸委員はここで一旦退席をいただき、進行につきましては今中委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

(関野会長・瀬戸委員 退席)

〔今中委員〕 失礼します。それでは、宮津市農業委員会規程第3条によりまして、会長に代わりまして議事を進行させていただきます。どうぞ、皆さまの御協力をよろしくお願いいたします。それでは、議案第43号につきまして、事務局より提案説明をお願いいたします。

〔内藤主任〕 はい、失礼します。8頁をお願いします。議案第43号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」になります。貸手と借手が直接利用

権設定を行う貸借の一覧になります。2件ございます。

2件とも日置の農地で、農地利用最適化推進委員の瀬戸委員が関わっておられます。貸借期間につきましては6年で届出されておりますが、契約の終わる期日を他の契約と統一して4月14日としている関係で、5年4か月となっております。公告日は令和3年12月17日となっております。

次に裏面の9頁をお願いします、引き続き議案第43号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」の続きになります。こちらにつきましては中間管理機構を介した利用権設定となっており、貸手と借手が既に決定していることから一括方式での提案となっております。9頁から11頁まで6件ございます。

6件全てに当農業委員会の関野会長が関わっておられます。貸借期間はいずれも令和3年12月17日から令和13年12月16日までの10年間、公告日は先程の相対の利用権設定と同じ令和3年12月17日となっております。詳細につきましては資料により御確認ください。

議案第43号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

[今中委員] ありがとうございます。それではこれより、議案第43号について審議に入ります。何かご意見のある方はよろしくお願いいたします。

(意見なし)

[今中委員] 御意見はありませんか。それでは、質疑もありませんので、異議なしと認め、議案第43号については決定として構いませんでしょうか。

(委員の賛成)

[今中委員] それでは、決定とさせていただきます。

(関野会長・瀬戸委員 再入室)

[関野会長] 今中委員、ありがとうございました。以上で議事日程は全て終了いたしました。議案書の最後の頁に先の役員会で行われました専決報告の一覧を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願いいたします。

宮津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 関野 揚司

委 員 久保 泰公哉

委 員 山田 正明

記 録 者 小西 正樹